

琉球国王の常服

原田, 禹雄 / HARADA, Nobuo

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

157

(終了ページ / End Page)

192

(発行年 / Year)

2003-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002586>

琉球国王の常服

原田 禹雄

はじめに

琉球国中山王は、永樂二年（一四〇四）の武寧の冊封以来、冊封のたびに、明皇帝から、皮弁冠服・常服および緞匹が頒賜された。これら頒賜の冠服と緞匹の实物は、現在、沖縄には保存されていない。これらのうち、皮弁冠服については、「琉球国王の皮弁冠服」と題して、『沖縄文化研究』二七号（二〇〇一）に論考を試みた。このたびは、対象を常服にしほって考究してみたい。

常服の頒賜

『歴代宝案』（以下、宝案と略記する）と、冊封使録によって、私共は、明朝廷から琉球国中山王へ頒賜された常服の内容を知ることができる。中山王として、初めて常服の内容がうかがえるのは、尚巴志である。以下、列記する。頒賜された王名の次の（ ）は出典、その下の西暦年は実際に頒賜された年である。

尚巴志（宝案一〇一〇一〇六）一四二五

紗帽一頂

金相犀帶一条

紅羅衣服一副

尚徳（宝案一〇一〇一〇六）一四六三

常服

烏紗帽一頂

金相犀帶一条

大紅羅織金胸背麒麟円領一件
深青羅袴一件
柏枝緑羅貼裏一件

尚円（宝案一〇一〇一〇〇）一四七二

常服羅一套

紗帽一頂 展角全

金相犀帶一条

大紅織金胸背麒麟員領一件

尚真（宝案一〇一〇一〇二四）一四七九

紗帽一頂 展角全

金相犀束帯一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青袴襪一件

緑貼裏一件

尚清（陳侃使録・宝案一〇二一〇三）一五三四

紗帽一頂 展角全

金廂厚束帯一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青裾襖一件

緑貼裏一件

尚元（郭汝霖使録）一五六一

領賜 同前

尚永（齋崇業使録）一五七九

紗帽一頂 展角全

金廂厚束帯一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青裾襖一件

緑貼裏一件

尚寧（夏子陽使録・宝案一〇二一〇二九）一六〇六

紗帽一頂 展角全

金廂厚束帯一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青裾襖一件

緑貼裏一件

以上が、明皇帝から中山王に頒賜された常服の内容である。文字に、わずかな差がありはするが、原則的に、同じ物件が頒賜されてきたことがわかる。旧章に従うことが、礼であった。

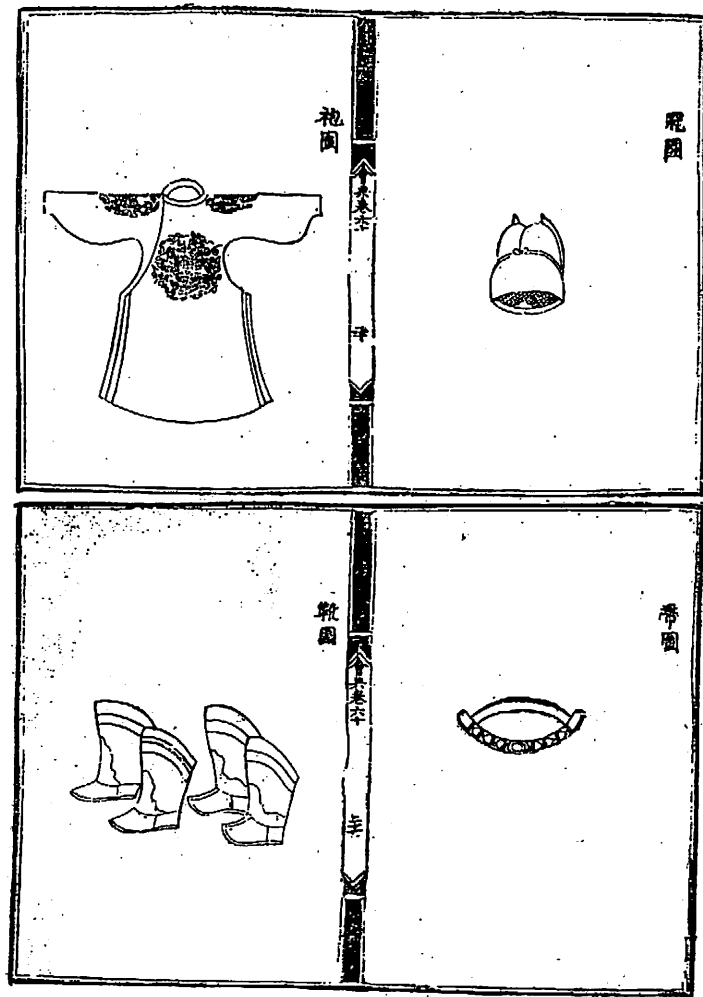


図1 皇帝常服「明会典」

明代の冠服

『大明会典』(万曆本。以下、明会典と略称する)巻六九礼部一九に、「文武官冠服」があり、そこには、朝服(1)・祭服(2)・公服(3)・常服(4)が、くわしく記述されている。

琉球国王に頒賜された皮弁冠服は、朝服に相当するが、皇族の郡王に相当するものが頒賜された。そして、正月元旦、冬至、万寿聖節には、北京に向って遙拝する儀式の時に着用されていた。

常服について、まず皇帝のものを記す。洪武三年(一三七〇)定では、冠は烏紗折角向上巾、盤領窄袖袍で、束帯は、金・玉・琥珀・透犀をまぜて飾る。永樂三年(一四〇五)定は、冠は烏紗折角向上巾、翼善冠という。袍は黄色の盤領窄袖で、前後と両肩に織金の盤龍が織り出されている。束帯は玉帯。皮で作った靴をはく。袍の黄色は、皇帝だけのもので、皇太子でも、常服は赤色であった。しかし、くりかえし、玄・黄・紫の色を用いることが禁止されていること、柳黄・姜黄・明黄などの色が禁じられていることからみると、皇帝の色の黄色や、それにまぎらわしい黄色系を自分の服に用いる不心得者は絶えなかったにちがいない。

皇太子・親王・郡王の常服はすべて同じである。冠は烏紗折角向上巾(翼善冠)、袍は赤色の盤領窄袖で、前後と両肩にそれぞれ織金の蟠龍一つが織り出されている。玉帯をしめ、皮の靴をはく。

郡王と同じ皮弁服を頒賜された琉球国王であるが、常服はランクが違っている。明皇帝から頒賜さ



図2 烏紗帽着用例「三才図会」

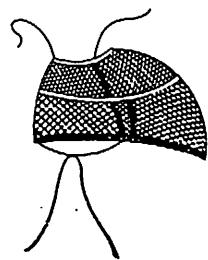


図3 網巾「三才図会」

れた常服は、沖繩には何一つ残ってはいない。しかし、幸いにも、豊臣秀吉の冊封の際、神宗万曆帝から頒賜された常服が、河上繁樹により、京都の妙法院に保存されていたことが明らかになった(5)。以下、琉球国王の常服について、実物と比較しながら検討を加える。

烏紗帽

明代では、烏紗帽が常服の際の官帽であった。針金で骨組みを作り、その外側に、黒い紗(6)、つまり烏紗をかぶせた。帽の前は低く、後は高く、左右にそれぞれ一翹がつけられている。この烏紗帽は、文武官が平常の公務の際に用いるもので、円領の花様や、束帯を飾る各種材質のプレートのように、身分上の差を現わすものではない。郡王長子以下、すべての官員の常服の冠として用いられた。琉球では、烏紗帽を、方言でウサンモーとよんだ。国王が、皮弁冠服の場合、世子は烏紗帽を着用した、と言われるが、それがいつの時代のことであったかを明らかにされないときは、そのまま信じてよいかどうか疑問である。まして、国王が烏紗帽を着用する時は、世子は、紫色の唐頭巾状の帕を着用したなどという話は、明代の中国の冠服とは、何の関係もないことであろう。烏紗帽自体、官員共通のものであったからである。

明代、烏紗帽を着用する時は、まず、頭に網巾(7)をかぶり、その上から烏紗帽を頂いたはずである。網巾というのは、ヘアネットのことで、普通は、黒色の糸、馬尾、棕櫚の繊維などで作られた。

烏紗帽は、妙法院には残っていない。豊臣秀吉は、この形の冠が気に入ったらしく、彼の肖像では、烏紗帽や白紗帽を頂いているのが見られる。豊臣秀吉と同じ時に、上杉景勝が神宗万曆帝から頒賜された冠服が、上杉神社(8)に残されているが、ここには烏紗帽がある。「冠一頭」というのがそれである。ただ、展角は、針金の棒だけになっている。展角を「燕尾」としている。

金廂犀帯

金相とも書く。相・廂・鑲は、通ずる文字で、とりかこむ、枠をする、の意である。犀角は、インドサイ *Rhinoceros unicornis*・シヤワサイ *R. sandaicus*・スマトラサイ *Didermocerus sumatrensis* (いずれもサイ科) の角をいう。犀角には、黄と黒、または白と黒のまじりあつた斑紋がある。これをプレートにし、周囲を金で縁取りして革帯につけたものが、花犀帯である。通犀帯・通天犀帯ともよばれる。

明会典卷六二の「文武官冠服」の制では、常服の束帯は、一品が玉帯、二品が花犀帯、三品は金鍍花帯(9)、四品は素金帯、五品は銀鍍花帯、六品と七品は素銀帯、八品と九品が烏角帯(10)と定められていた。琉球国王は、中国の朝廷から、武二品にランク付けされていた。頒賜の冠服の中で、二品を明白に示しているのは、この犀帯だけである。ところが、国王は、玉帯を用いることの方が多かつたようである。

謝杰の『琉球録撮要補遺』は、夏子陽使録に収録されているが、その「使札」に、こんなことが記されている。

「王は、受封のち、にわかには玉帯をして出て来た。

「犀帯を賜つたのに、玉帯をおびるとは何事ですか」

と詰問すると、長史が跪き、こう言った。

「王の玉帯は、代々、永年にわたって用いております。そういたしませんと、国相と大夫は東花金を、長史は東光金を用いておりますので、王が犀帯をいたしておりますと、群集して拝見している下人共には、王の服飾が、むしろ国相や大夫よりも下であるかに見えるのでございます。どうか、しばらくは国に体面を保たせて、人々の誤りが解けますように願わしゅう存じます」。

私どもは、当分はそうすることにした。」

東花金は、明会典の金鍍花帯、東光金は素金帯である。国王の花犀帯が、烏角帯とまちがえられるので、玉帯をしております、とは、明らかに、単なる言い逃がれにすぎない。

これは恐らく、琉球国王が皮弁冠服を着用している時、世子が烏紗帽・犀帯をしていたことが原因であろう。琉球国王が常服の際、世子と同じものを避ける意味で、玉帯を用いたのではあるまいか。

花犀帯は、妙法院にはない。上杉神社には残っている。

常服羅一套

套は、一そらいということである。衣類の場合、一かさねの意がある。円領があり、円領の下に着用する貼裏ちりょう、円領の上に羽織る袴かぶつの三点セット、ということである。そしていずれも、羅の生地で作られてはいる、ということを示している。

羅は、タテ糸が隣同志、モジリあいながら織られてゆく絹織物である。わが国で羅といえば、レー

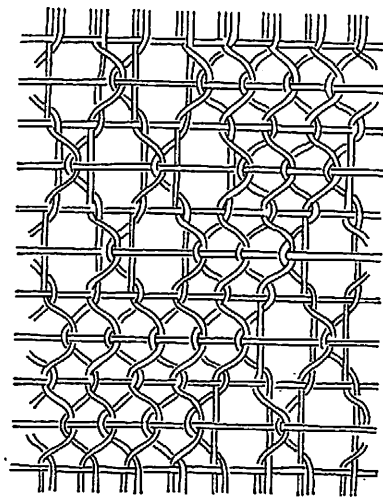


図4 羅の組織 右上と左下は網モジリ 右下と左上は籠モジリ
『日本の美術・織物』

ス編みに似た、薄い透きとおる感じのものであるが、中国の羅は、タテ糸が密で、ヌキ糸が太く、目のつまった感じのするものが多い。モジリあう二本のタテ糸が、次にそれぞれ隣のタテ糸とモジリあう網モジリと、モジリを一つ外すことによってできる、目の荒い籠モジリがある。この二つのモジリを組合わせて、文羅、つまり文様のある羅を作ることができる。

明の劉若愚の『酌中志』巻一九に、こう

記している。

《三月四日から四月三日までは、羅を用いる。四月四日から九月三日までは、紗を用いる。九月四日から十月三日までは、羅を用いる。》

北京であれば、これでよいのであろうが、気温も湿度も遥かに高い琉球で、羅を身につけるのは、結構、体にこたえたのではあるまいか。

陳侃使録は、

《私達に接見する時は、冠をかぶり、中国風の装束をして、履物もはき、へりくだっている間、いつもそれらの人々が、苦しそうな表情をしているのが見られた。その窮屈さに耐えかねていたのではなからうか。》

と書き、夏子陽使録が、

《私共に目通りする時は、ことごとく中国の礼制に従って、冠裳を着用し、順次目通りをし、跪拜をして応答をし、ひたすらつつしんでいるが、往々、苦しそうで、窮屈でならないようであった。一旦、大使館の外へ出ると、いつでもすぐに冠裳を脱いで、裸足になり、馬に乗って帰ってゆく。》

と、しているのも、中国のままの服装が、琉球では決して快適なものではなかったことを示している。

大紅織金胸背麒麟円領

円領は、員領・団領・上領などともいわれる。丸い襟のことで、襟がうちあわせにならずに、マルク割ってあって、首の右で留める。漢・魏の頃までは、西域の服装で、漢人たちは、交領、うちあわせの襟であった。隋・唐以後になつて、多く円領が用いられ、官員の常服になつた。明会典の常服の作り方は、次の通り。

《官員の人の衣服の大きさは、その人の体の大きさに合わせる。文職の官は、衣の長は領から裔まで、地を離れること一寸。袖の長は手よりも長くし、袖を返すと肘に届く。袖付けは幅一尺、袖口は九寸。公侯駙馬は文職官に同じ。武職の官員は、衣長は地を離れること五寸、袖長は、手よりも七寸長め。袖付けは幅一尺、袖口は拳がやつと出る程度。》

中山王は、麒麟の花様であつたから、その作り方は、文職の官員と同様であつた。

大紅の羅は、ベニバナ(Ⅱ)の色素カルタミンで染色した絹糸で織つた羅である。大紅という色は、明会典では、

《大紅の紵糸・紗・羅の服は、ただ、四品以上の官、及び、在京の九卿・翰林院・詹事府・春坊・司経局・尚宝司・光祿寺・鴻臚寺・五品堂上官・経筵講官は着用を許す。》
と、されていた。

大紅織金胸背麒麟円領は、豊臣秀吉の遺品として、京都の妙法院に保存されており、河上繁樹によつて研究され、発表された(5)。その円領は、生地は羅は、タテ糸四本、ヌキ糸四本を一単位とした籠モジリの組織で、タテ糸がこみあい、ヌキ糸は太くて、目のつまつた羅である。単仕立てで、円領・筒袖で、両脇に襷をつけている。

胸と背には、織金の補子が付けられている。織金は、日本でいう金襴で、金織ともいう。補子の金襴の地は、タテ五枚朱子組織で、花様は、平金糸をヌキ糸三越おきに入れ、地ガラミ糸で押さえている。

明代、文武官の常服の花様は、次のように定められていた。公侯駙馬伯は、麒麟と白沢。文官の一品と二品は、仙鶴・錦雞。三品と四品は、孔雀・雲雁。五品は白鷗。六品と七品は、鸞・鸞。八品と九品は、黃鸝・鸛・練鵲。風憲官は解多。武官の一品・二品は、獅子。三品・四品は、虎豹。五品は熊熊。六品・七品は、彪。八品・九品は、犀牛・海馬。

琉球国王の常服の花様は、麒麟であつて、公・侯・駙馬・伯のものであつた。琉球国王の冊封正使は麒麟、副使は白沢の花様であつたが、これは、琉球国王の花様にあわせて頒賜されたものである。



図6 麒麟と白沢の花様【明会典】

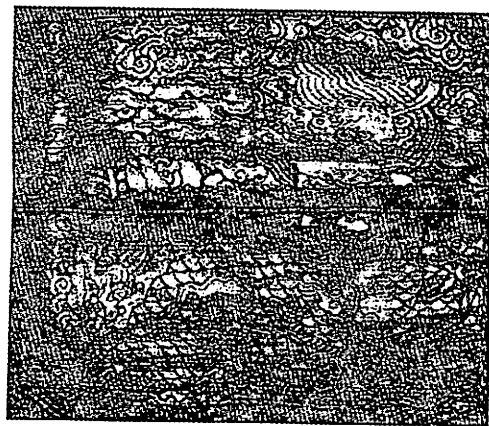
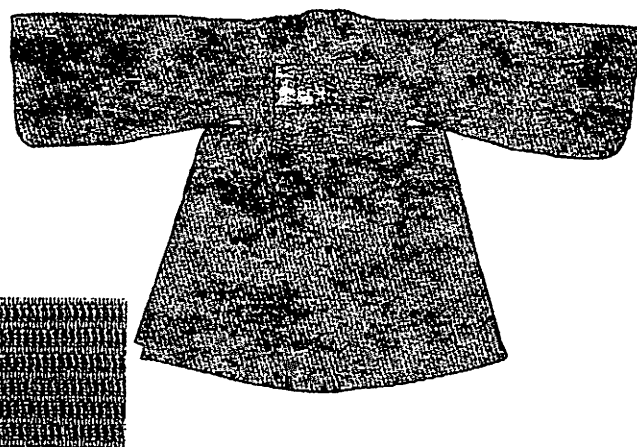


図5 上、常服 麒麟文円領と羅の組織
下、補子 麒麟文と織金組織
【学叢】20号河上論文

青袴襦

袴襦は、袖なしのことである。搭護・答忽とも書き、半臂や背心も同じ仲間である。

青は、『荀子』に「青は藍より出でて、藍よりも青し」とあるから、アイ(12)によって染められたのであろう。

妙法院にも、上杉神社にも、これに相当するものは、残されてはいない。陣羽織としてそのまま使用できたから、そちらの方で消耗されたかも知れない。

緑貼裏

貼裏ちまひは、普通、宦官の袍と理解されていることが多い。しかし、ここにある貼裏は、円領の下に着るものである。皮弁服には、

その下に中単を着るように、大紅の円領の下に、緑の貼裏を着たのである。
 緑は、キハタまたはカリヤスといった黄色系の染料と、藍とを掛けあわせて染め出されたものと考
 えられる(13)。



図7 半臂「三才図会」

妙法院にも上杉神社にも、緑貼裏が保存されている。妙法院のものは、緑の羅しじょうの単ひとへ仕立てで、生地じの羅は、円領と同じ籠モジリの組織である。タテ糸が密にこみ、又キ糸が太く、目のつまつた風合も、そのままである。襟は交領で、右衽みぎまがにして、右脇でニカ所、結んで留める形になっている。襟には、白の平絹が掛襟のように付けられている。つまり、円領からのぞいている貼裏の襟は、緑ではなく白色である。

上杉神社の緑貼裏は、生地は羅ではなく、雲紋の紵糸である。白い襟を付けることは同様である。円領の下に着用する貼裏が、宦官の服装と誤解された理由は、明末清初の孫承沢の『春明夢余録』巻六「内官監」に、

《中官の制、およそ内使の小火者と、烏木牌の平巾の者は、円領束帯を着用できない》

と、あるように、宦官の一部に、円領を着用できなかった者がいた。円領が着られないから、人々は、貼裏を宦官の上衣と誤解したのであろう。宦官は宦官で、貼裏の膝下に横欄をつけたり、補子をつけたり、横欄に鱗文をつけたり、三欄にしたりと、時代によって、結構、したい放題の装飾をしている。

襪と靴

常服の場合、皮製の黒い靴をはき、靴の下には、当然、靴下に相当する襪ばさをつける。皮弁冠服の一式には、襪と烏くまが明記され、頒賜されるが、常服一式の中には、襪も靴もない。自分で調達するよう

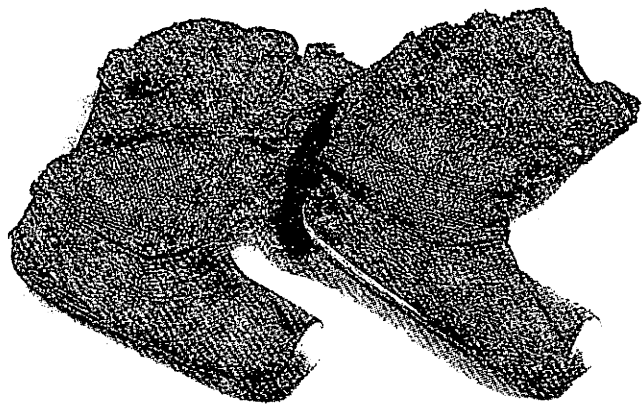


図9 紵糸靴「学叢」20号河上論文

琉球には、皮弁冠服を着用した国王の画像は、御後絵の形で、私たちは見ることができない。しかし、明代の常服を着用した琉球国王の画像資料はない。

明代の常服用の画像

ら、尚豊以後は、足には烏せまではなく、黒靴をはいている。上杉神社の靴は、「烏鳥」とよばれているが、烏ではなく、靴である。烏は、底が二重底であり、明代の制では、紵糸で作られる。妙法院には、皮製ではなく、濃紺の紵糸ちよしで作られた靴がある。この靴も、常服に用いられたと考えられる。琉球では、近世、国王の靴はフヤとよび、絹靴であったといわれている。あるいは、妙法院の紵糸の靴と、同様のものではなかったかも知れない。



図8 貼裏と羅の組織「学叢」20号河上論文

に、ということであろうか。妙法院に、白羅紗製の丈の長い襪がある。明会典の「白羊毛氈襪」に一致すると、河上(5)は述べている。琉球でこれを用いると、最も温度の低い時期でも、足がむれるはずである。襪くらはいは、琉球でも作ることはたやすいので、琉球では、もっと薄いものが作られたはずである。清朝の時代、琉球で、唐御足袋きょうごあしあひが黒綾紗で作られていた。明代も、同様であったと考えられる。靴は黒い皮の靴で、その実物は、上杉神社にある。琉球国王の御後絵をみると、頭に皮弁を頂きなが



図11 尚恭御後絵「沖繩文化の遺宝」

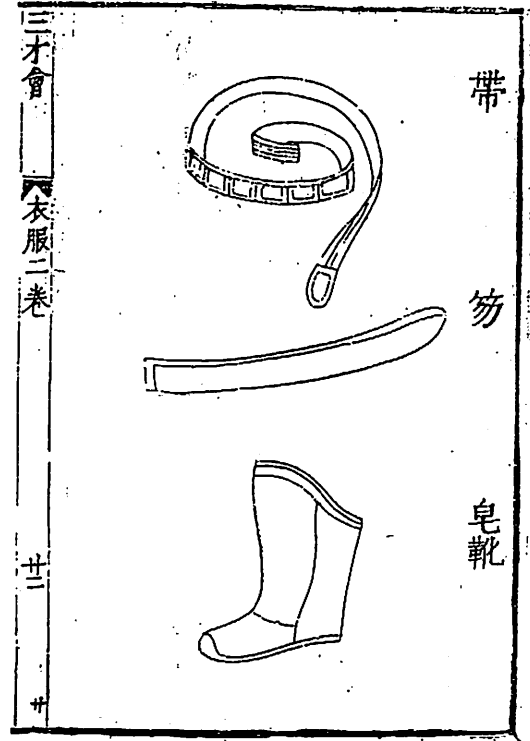


図10 靴「三才図会」



図12 吳鶴齡肖像「沖縄文化の遺宝」

幸い、明末の尚恭浦添王子朝良公御後絵(15)が残っていて、琉球国王の常服の姿をとどめている。頭に頂いているのは、烏紗帽で、左右の臣たちの多くも、烏紗帽を頂いている。円領の色は、モノクロームのため、不明であるが、やはり大紅であろう。胸の補子は、麒麟である。円領から、白い襟が出ているが、これも縁貼裏の掛襟と見られる。束帯は、前で結んだ両襟にかくれて、見えない。しかし、花厚帯であったと推測される。両足には、靴をはいている。

尚恭は、琉球国王に頒賜された常服を、すべて着用していると考えてもよい。国王が、皮弁冠服の御後絵であるに対し、世子は、常服の姿の御後絵なのである。

陪臣の服装ではあるが、明末の吳鶴齡国頭朝致の肖像(16)がある。烏紗帽を頂き、円領を着用している。胸の補子は、風憲官の花様の獬豸(かいち)であろう。束帯は、タガネで彫刻を施した金のプレート、つまり金鍛花帯である。足には靴をはいている。この常服については、『歴代宝案』一〇八一―三に、王舅に対して、

《紗帽一頂・鍛花金帯一条・織金紵糸衣一套・靴襪各一双》

を、賞賜したという咨文がある。肖像の冠服と、咨文の文言とが、完全に一致している点では、貴重な資料である。そして、この冠服は、国王・世子に次ぐものの具体例である。

清代の冠服の変容

『琉球国由来記』巻一の朝拝御規式に、

《昔は、思弟部しんていぶと按司は袷衣、それ以下の者は朝衣であった。法司官・親方部・正議大夫は赤色、座敷・当は黒色の唐束帯であった。また、久米村の官員たちは、明朝の冠服を着用したが、清朝になって、すべて琉装の冠服に改めた。》

とある。結局、清朝になって、国王だけが、《聖主（明朝之御装束なり）》とあるように、明服を使用し続けた、ということになる。

清国は、順治九年（一六五二）に、明朝の官服や補子の使用を禁止し、それらを国外へ放出した。

他方、琉球国に対しては、清国の冠服は頒賜せず、髪形や服装は、琉球国の便宜にまかせた。

琉球国王に対し、冊封の際、清朝廷から頒賜されたのは、

蟒緞二疋・青彩緞三疋・藍彩緞三疋・

藍紫緞三疋・閃緞二疋・衣紫二疋・

錦三疋・紗四疋・羅四疋・綢四疋。

であった。明代同様の官服や補子が清代の中国で生産されなくなり、琉球でそれらを生産する技術や材料がなければ、たとえ、琉球国王ひとり、明制の冠服を続けるとしても、おのずから変容せざる

を得なくなる。

清代の、琉球国王の常服に関する文書資料も、画像資料も、きわめて乏しい。乏しい中から、二、三をひろいあげてみる。

汪楫の『使琉球雜錄』（一六八四自序）巻三に、

《国王の衣冠もまた、束縛を受けて苦しうにみえる。そのため、これより前に、それぞれ都合のよいようにすればよい、という諭旨を奉じて、遂に前明の冠服の制に沿うこととなり、現在に至っており、これをまた変更することはできない。冊封を受けたあと、皮弁をかぶり、礼服をつけて、天使に謁見しようとしていた。それは、実につつしみの気持ちからであつた。

であるのに、（中国側の）通事は、このことは傲慢であるとして、従前の服装に改めさせた。だから、皮弁は、まだ見ることができない。》

と、ある。

尚貞の頃は、また、明朝から頒賜された皮弁冠服も常服もあつたはずである。世子として、常服の冠服で冊封を受け、冊封ののち、国王として皮弁冠服を着用しようとしたのである。土通事の制止によって、それができなかったのである。冊封正副使の場合は、琉球でのすべての儀礼は、常服を着用する。

『中山伝信録』（一七二二自序）巻五に、



図13 尚敬(上)と尚穆(下)の図「中山伝信録」「琉球國志略」

《国王は、側翅烏紗帽、盤金朱纒、蟒袍、帯には犀角と白玉を用いる。すべて前明の賜衣の制のようである。》

《国王の烏紗帽は、両方の翅が両側から出て、上に向いている。金の金具のついた赤い紐を結んで頤の下に三、四寸ほど垂らす。さきに賜った旧制とのことである。皮弁があつて、朝覲や祭礼に用いるとのことであるが、見たことはない。》

とあり、また『琉球國志略』(一七五九刊)巻四下には、

《国王が天使と会見するときは、相も変らず、明の衣冠である。烏紗帽は、双翅が両横に突き出して上に向き、金の金具のついた赤い紐を、頤の下に(結んで)垂らす。別に皮弁がある。》とする。そして、これらの記述に一致する尚敬と尚穆の画像が掲載されている。

二王の画像は、烏紗帽・束帯・靴はよいとしても、円領はすでに大きく変容している。恐らく、清皇帝から頒賜された蟒緞か、それに近い生地によって仕立てられたものと思われる。明制の円領は、大紅の羅で、胸と背に麒麟の補子がついていた。二王のものは、胸と両膝に団蟒の花様があり、肩と肘には雲、正面下方に八宝平水紋がついている。つまり、清代の琉球国王の御後絵と、共通の花様をもっている。ただ、皮弁服は、交領であること、大袖に仕立てられていることから、皮弁服の形をなしていることがわかる。同様に、この二王の画像の常服は、円領であること、筒袖に近いことから、やはり常服の形で仕立てられていることがうかがえる。

『南島志』の冠服

新井白石は、琉球に関して、国王の冠服についても、探究をした人である。『南島志』（一七一―九自序）の冠服第五にこうある。

《明が滅亡して、鞑靼が中国を支配し、文武の品官はすべて弁髪をし、満州の服を着たのである。しかるに、中山の君臣は、なお旧制のままであった。琉球王が冊封を受けるには、皮弁冠服を身につけ、元旦と冬至には、烏紗折上巾を頂き、蟒衣に玉帯をしめる。冊封を受けるまでは、烏紗帽を用いる。琉球王の臣で三品以上は、すべて幞頭をかぶり公服をつける。文様が織り出しており、文職は鳥・武職は獣の文様が用いられる。金銀のプレートをついた革帯をしめる。その他の品官の冠服は、すべて琉装である。》

白石自身、注意深く、琉球の使臣から聞き出したことを記したにちがいないが、すでにかんがりの混乱がある。ここでは、冠の整理だけしておく。

烏紗折上巾、一名、翼善冠は、『明会典』でも明らかのように、皇帝から郡王までの常服の時に着用する。郡王長子は、常服では烏紗帽をつける。従って、花犀帯をしめる琉球国王が、烏紗折上巾を頂くことなどあり得ない。公服の際、幞頭を頂くのは、郡王長子以下、すべての官員がそうである。しかし、公服の花様には、鳥や獣は用いられはしない(18)。鳥と獣の花様は、常服につけられるもの

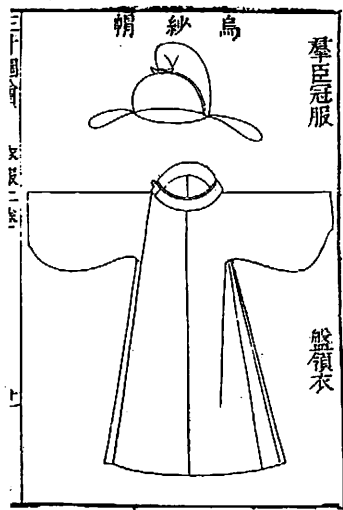
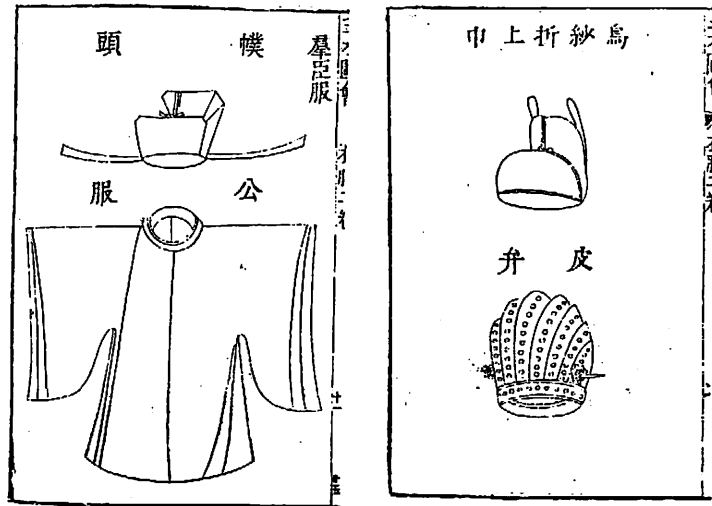


図14 烏紗折上巾・幞頭・烏紗帽「三才図会」

で、その時の冠は烏紗帽である。

まとめ

明代、琉球国王の常服は、烏紗帽・花屏帯・大紅織金胸背麒麟円領・青袴襪・緑貼裏および襪・靴であった。それらにつき、文献と実物とを比較検討した。

清代になって、常服の形式は、明代の制は一応守られはしているが、材質そのものは大きく変容しているものと推測される。

琉球国王の冠服について論述する場合、それがいつのものであるかを、きちんと明らかにした上で、正確に記述する必要がある。

妙法院所蔵の明代の冠服の実物について、種々御教示をたまわりました関西学院大学文学部の河上繁樹教授に深謝いたします。

注

(1) 『明会典』は、朝服について、「大祀の礼の終った時、正旦、冬至、聖節（皇帝誕生日）、および詔教の頒降と開読、進表、伝制には、文武官はそれぞれ朝服を着用する」と述べ、その冠服の詳細が記されている。

(2) 同様に、祭服について、「およそ皇帝がみずから郊廟社稷を祭り、文武の官が、分献・陪祀を行う時には、祭服を着用する」とある。分献とは、従位に対して弊帛を献すること、陪祀は、壇の下にあつて選擇することである。

(3) 同様に、公服については、「在京の文武官が、毎日、朝夕、奏事に出仕するとき、および、侍立・謝恩・告別のときに着用する。また、在外の文武官は、毎日、早朝、公務につく時は着用する」とあり、冠服の詳細が記されている。孫承沢の『春明夢余録』は「朔望の朝見には公服を用いる」とする。

(4) 『明会典』は、常服について、「およそ文武官が、日常的に公務につく時は、烏紗帽・團領衫・束帯を公式の服とする」とある。束帯と服の花様については、それぞれの項目で、本文の中で記す。

(5) 河上繁樹「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について——妙法院伝来の明代冠服」『学叢』二〇・一九九八。なお関連する文献として、河上繁樹「龍になれなかつた秀吉——妙法院伝来の明服」『西陣クラフ』四八七・一九九七）、河上繁樹「兩を封じて日本国王と為す——明皇帝より豊臣秀吉に頒賜された冠服」(特別展「妙法院と三十三間堂」型録・一九九九)、河上繁樹「同前」『国際服飾学会誌』一六号・一九九九)などがある。

(6) 日本で紗というと、モジリ織の最も簡単な組織で、地タテ糸とモジリタテ糸を一本づつ交互に配列し、モジリタテ糸を地タテ糸の左右に出してモジらせ、ヌキ糸一本を織り込むたびに組織させる絹織物を、そう呼んでいる。しかし、中国では、日本でいうこのような紗は、羅とよばれていて、紗とはいわない。中国

の紗は、平織で薄く、透孔率が七五%ほどの風通しのよい絹織物である。

- (7) 郭英の『七修類稿』巻一四に、こんな話がある。明の太祖が、ある日おしひびで、神楽観へ行った。道士が燈の下で網巾を編んでいた。「それは何かね」と太祖がきくと、「網巾でございます。これで頭を包みますと、髪が乱れませんか」と答えた。翌日、その道士を召しよせ、命じて道官とし、網巾一三頂を天下に頒ち、貴賤の別なく、すべての人に用いさせた。

- (8) 山辺知行・神谷栄子『上杉家伝来衣裳』(講談社・一九六九)。横山昭男『上杉名玉集』(郷土出版社・一九九三)。

- (9) 金鍍花帯は、金のプレートに、タガネで文様を彫刻したものをつけた束帯である。彫刻した文様、つまり花のないものが素金帯である。銀も同じである。

- (10) 烏角帯は、黒い牛角のプレートを束帯につけたものをいう。

- (11) ベニバナ *Carthamus tinctorius* L. (キク科) には、紅色のカルタミンと、黄色のサフロールイエローの二種の色素が含まれる。大紅とは、カルタミンで染めた色をいう。黄色の方が水に溶けやすく、紅色はアルカリ性の水にあわないと溶出しにくい。美しい紅色を出すには、薬灰の灰汁といったアルカリ性の液に浸して、カルタミンだけを抽出し、酢で中和しながら染めて、そのあとザクロ(日本は烏梅)などの果実酸と乳酸に浸して染色する。

- (12) アイ(タヂアイ) *Polygonum tinctorium* Lour. (タヂ科)。わが国の伝統色名では、青とはいわず、淺葱・

緑・藍・紺といった色名を用いる。中国から渡来した顔料に群青・紺青がある。

- (13) 草木は緑だから、どこからも緑の色素が得られるようだが、成分は葉緑素で、染色性はない。天然色素で緑を呈するものは少ない。中国の染料で緑を呈するのは、路考だけである。普通 キハダ *Phellodendron amurense* Rupr. (ミカン科) や、カリヤス *Miscanthus tinctorius* Hack. (イネ科) の黄色系の染料と、藍色とを掛け合わせる。中国から渡った顔料には、緑青や白緑がある。

- (14) 宋と明という符系は、緞子ドンスのことである。緞子は、タマスクともいい、五枚朱子または八枚朱子の表裏の組織を、それぞれに地と文様に使った、先練り先染めの絹織物である。

- (15) 鎌倉芳太郎『沖繩文化の遺宝』(岩波書店・一九八二)に、原画と改画が掲載されている。ここでは、鮮明な改画を転載した。尚恭は、尚豊の第一王子で、万暦四〇年(一六一二)生まれ。童名、真三良金。玉城王子、浦添王子と称した。尚寧の世子となったが、尚寧の薨去のとき、九歳だったため、父の尚豊が國王となった。尚恭は、崇禎四年(一六三二)、二〇歳で逝去した。

- (16) これも『沖繩文化の遺宝』に収録されている。呉鶴齡は、尚豊代の三司官。崇禎三年(一六三〇)に、年頭使として薩摩へ渡り、三カ年過した。崇禎六年(一六三三)、冊封の謝恩正使として渡明し、それまでの五年一頁を、交渉の結果、二年一頁に改められ、大功をあげた。

- (17) 獬豸は、想像上の靈獣で、人の曲直をよく知り、邪人に触れるといわれる。そのため、侍御史の補子に用いられた。

(18) 公服の花様は、一品は大独科花(径五寸)、二品は小独科花(径三寸)、三品は散苔花無枝葉(径二寸)、四品、五品は、小雑花(径一寸五分)、六品・七品は小雑花(径一寸)、八品以下は無紋である。